

「熱中症対策に資する現場管理費の補正の運用について」の臨時運用について

## 1. 運用内容

熱中症対策に資する現場管理費の補正における真夏日を「日最高気温が 30℃ 以上の日」と定義しているが、当面の間「日最高気温が 28℃ 以上の日」と読み替える。

## 2. 適用

令和2年7月1日以降、気温を計測する工事のうち、新型コロナウイルス感染症対策に伴う熱中症予防を実施した工事に適用する。